

<海上保安庁> (101118 読売「基礎からわかる海上保安庁」)

船艇	計 457 隻
巡視船	1 2 1
巡視艇	2 3 7
特殊警備救難艇	6 3
測量船	1 3
航路標識測定船	1
設標船	1
灯台見回り船	1 8
教育業務用船	3
航空機	計 72 機
飛行機	27
ヘリコプター	45

(2010年11月現在)

*1) 管轄する海域は、日本の領海と排他的経済水域(EEZ)を合わせた約 447 万平方^{キロ}。「海保が摘発して検察当局に送致した海上犯罪は、2005 年に 6256 件だったが、昨年は 8200 件に増加。外国漁船による違法操業のほか、薬物や銃器の密輸、密航、海への不法投棄など、多種多様の犯罪に目を光らせている」

*2) 「APEC では、横浜港などを中心に不審船などを監視する警察活動を実施。先月 21 日に運用が開始された東京・羽田空港「D 滑走路」も、重要な警備対象の一つだ」

*3) 潜水士、機動救難士、特殊救難隊。「2009 年に海難事故に遭った船舶は約 2600 隻。死者・行方不明者は 282 人に上ったが、救助は計 1399 人に及んだ」「航路の目印として設置されているブイや、沿岸に設置された灯台の維持管理は、実は海保が担当している」「海上保安官は往来する船舶に対し、無線で他の船舶の針路、速度などの位置情報を提供する」「海上での交通ルールを無視する船舶は、海上衝突予防法違反などで摘発することもある」

*4) 国連海洋法条約では、沿岸国が海底の天然資源開発の権利を持つのは、原則的に沿岸から約 200 カリ(約 370 ^{キロ})の大陸棚と定められている。しかし、海底の地形が連続しているなど、同じ地形や地質が連続している場合は 200 カリを超えても、海洋資源の採掘権などが認められる大陸棚とされるため、調査データの集積は日本の権益を守るためには不可欠な業務だ」

*5) 排他的経済水域：EEZ. Exclusive Economic Zone. 「沿岸国が水産資源や海底鉱物資源などについて排他的管轄権を行使しうる水域。…領海基線から 200 カリの範囲をいう。沿岸国は、水中ならびに海底と地下の天然資源の探査、開発、保存、管理のための主権的権利、ならびに海水によるエネルギー生産等の経済的な探査、開発のための活動に関する主権的権利を有し、さらに人口島や構築物の設置や利用、科学的調査、海洋環境の保全や保護に関する管轄権を有する。沿岸国は、定着資源を除く生物資源の保存のために、漁獲可能量を決定して自国の漁獲可能量がそれにいたらず余剰が生ずる場合には、その漁獲を他の国に認めることになる。…1973 年から 10 年間にわたって行われた第 3 次国連海洋法会議では、海洋の利用原則の再検討と、海洋資源の利用分配につき、公平的、正義的見地からのアプローチ、沿岸国管轄権の拡大などが討議された。これにより 200 カリ排他的経済水域も制度化された。資源の利用をその目的とした権利であり、他の目的、すなわち他国船の一般航行、上空飛行、パイプラインの敷設など公海上で認められる交通通信権は保障される。82 年に海洋法条約として成立。94 年発効。日本は 96 年に批准した。(「ブリタニカ国際大百科事典 電子辞書対応小項目版」より)